



月2回刊=号 外
2025年2月28日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジロー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

表 2025県職労春闘方針(案)の概要

項目	内容
①賃金要求	・自治労県本部アンケートをもとに月額20,000円の賃上げを要求。 ・中高年齢職員の勤務意欲が持てる賃金水準の確保。 ・中途採用者の前歴換算改善。 ・専門職の処遇改善。
②諸手当改善	・通勤手当(主に自家用車利用)改善、パーク&ライド時の駐車場料金の手当対象化。住居手当、単身赴任手当の改善(支給上限額等)。 ・非常時に備えた待機対象日の手当、電話対応時のオンコール手当創設。
③人員確保	・人員不足による過重労働で、精神疾患や高ストレス状態が続いている職場実態から、人員確保要求・交渉を展開。 ・全庁的に窓口業務受付時間を縮小。
④諸権利拡大	・交通事故等に係る、いわゆる「失職特例条例」の制定。
⑤執務環境/公舎の住環境	・冷暖房、加湿器、除湿器、網戸、ブラインド等、執務環境の確保。 ・公舎確保と安心して生活できる住環境の整備。
⑥災害、感染症、家畜伝染病等対応	・週休日振替、代休日指定等を強要しないこと。 ・2024年10月提出の豚熱対応等に係る要請書の検討状況及び改善状況を示すこと。

2025 春闘方針 活発な討論で確立しよう

県職労は、3月1日の県職連合第37回・県職労第133回臨時大会において、2025春闘方針を確立し、3月10日に人事課総括課長交渉を行うこととしていく。連合や自治労に結集する民間労働組合と連携し、勤務意欲が持てる賃金改善、労働者総体の賃金底上げの取り組みを指針とし、今春闘を2025年度の賃金闘争・権利闘争のスタートとして位置付け、年間を通じて交渉・協議のルールづくりに努力しながら「要求・交渉・妥結」の闘争サイクルを確立し、働く者全体の賃金・労働条件の改善をめざそう。

【春闘への結集の意義】
春闘は、毎年春季に民間の労働組合が産業別にまとまり、集中して賃金等の労働条件の改善交渉を行うものである。企業によっては、いわゆる「定期昇給」がなく、春闘が唯一の賃上げの機会となっている例も少なくない。

公務員労働者も、この時期に一緒になって労働条件の改善に向けた要求、交渉、集会等の行動を重ね、労働者全体の賃金の底上げを図ることで、8月の人事院勧告、10月の県人事委員会勧告への反映という形でその後の公務員の賃金に大きな影響を及ぼすことができる。地域の労働者の中には、公務員賃金に準拠した職場で働いている例もあり、そうした労働者の賃上げを通じて、地域全体の生活環境の底上げにもつながることができる。

自治労の2025春闘方針では、①最重点課題「人員確保」②賃金の運用改善による働き続けられる職場の実現(1単組1要求)③ジェンダー平等④労務費の適切な価格転嫁を、春闘課題として重点的に取り上げている。春闘は、賃金のみならず、多岐にわたる課題の改善について経営者側(当局)に要求する機会としての意義も大きい。

【自治労の春闘方針】
連合岩手の2025春闘の賃上げ要求目安は、中小企業(従業員300人未満)で18500円(前年比100円増・賃上げ率7.1%)以上とし、大企業と中小企業の格差是正をめぐすこととしている。

【県職労の春闘方針案】
県職労では、連合岩手や自治労岩手県本部の方針を踏まえ、春闘期の取り組みを展開していく。今春闘における主な要求事項は、表に記載のとおり。2024確定闘争からの継続課題はもとより、新たな課題についても取り上げていく。

【新たな重点要求事項】
・非常時に備えた待機対象日の手当や、電話対応時におけるオンコール手当を創設すること。
・柔軟な働き方を導入した中でも職場の人員体制の確保を図るため、全庁的に窓口業務受付時間の短縮を行うこと。
・交通事故等にかかる、いわゆる「失職特例条例」を制定すること。

2025 県職労役員選挙 全員が信任新体制を確立

県職労2025年度執行体制を決める役員選挙は2月14日投票、20日に開票が行われ、その結果、立候補者全員が信任され新体制が決まった。

中央執行委員長には小田嶋智昭さん(北上支部・北上土木センター分会)、副委員長に宮野俊一さん(県庁支部・都市計画課分会)、佐々木辰治さん(久慈支部・経営企画部分会)がそれぞれ信任された。



北崎 秀典 (久慈・水産部分会)



宮野 俊一 (県庁・管財課(車庫)分会)



渡 航太 (久慈・経営企画部分会)



須田 智昭 (県庁・監査委員事務局分会)

住所の変更は、支部書記局に御一報を!

「県職労総合共済」「自治労共済」等の手続きが必要となりますので、必ず御連絡をお願いします。
定期人事異動に伴う住所変更の場合は、人事異動後の支部書記局に御連絡をお願いします。

2025年3月末退職予定のみなさまへ

支部書記局への連絡がお済みでない方は、支部書記局に御連絡をお願いします!

第五世代

「あなたの働いている職場は、働きやすい職場ですか?」この問いに自信をもって働きやすいと答える人は少ないだろう。「働きやすい職場」には、良好な職場の人間関係、組織的に業務改善が可能、ワークライフバランスが取れる労働時間、仕事に集中しやすいオフィス環境などの特徴がある▼では、皆さんの職場で先ほど挙げた特徴はあるだろうか?組織として仕事をするうえで重要な部分であるが、そういった職場は少ないことが現状である。自分には働きやすいと思っても、周りの職員も働きやすいとは限らないこともある。自分にとっても周りの職員にとっても働きやすい職場を私たちは実現する必要がある▼働きやすい職場の実現に向けて、まずは、職場の課題に気づき、不安や不満を声に出すことから始めてみよう。同じ課題や悩みを抱えている仲間が集まり、団結し、「要求」という形で職場環境を変えていくことは、私たちにもできることである▼将来、誰にとっても働きやすい職場になることを目指して、一人ひとりの「声」に寄り添い、職場環境改善に取り組みたい。

全国青年団結集会

共闘運動から団結し、職場改善へ

25年ぶりの岩手県開催

2月15日(土)～16日(日)に第57回全国青年団結集会が盛岡市のホテル大観で開催され、全国から15産別300人の仲間が集まり講演や分散会を行った。岩手県で開催されるのは25年ぶり、県職労からは10人が参加した。



▲第57回全国青年団結集会の様子

最初に元日教組委員長の森越康雄さんから、自分の悩み(実態)をメロシ、隣の人に語り、つき合わせをする「職場分析運動」を大切に、「弱音を吐くな」と反対されながらも運動していた状況をご講演いただいた。仲間の自死を

加した。最初、元日教組委員長の森越康雄さんから、自分の悩み(実態)をメロシ、隣の人に語り、つき合わせをする「職場分析運動」を見直し仲間と討論することで「オカシイ」と気付ける仲間を増やしたとご講演をいただいた。次に、岩手県実行委員会による構成詩の発表を見た。構成詩とは、実際の働き方などを見ている方に分かりやすく伝わるように、演劇として表現するもの。「学校現場のリアル」と題し、実際の授業風景を

再現し、多様な子どもたちの対応の苦悩、休憩もない先生たちの働き方、地域からのクレーム等の理不尽な状況をリアルに描かれていた。「給与に関する特別措置法」により月に4%の超勤見合しか支払われていない現状も報告され、過労死ラインを超える職員も多い中で、子どもたちのためという「やりがい搾取」が行われていることも知った。大変だなど済ませるのではなく、団結して考えていく必要があると感じた。分散会では他県・他職種の仲間と討論を行った。自治体職場の仲間以外にも、電車やバスの交通関係労組の仲間や、農協労組、社事労、J.P.労組など多くの組織の方と討論を行った。私が参加した分散会では、人

が足りていないことであつたり、19時からでない超勤命令が出ない暗黙のルールがあること等が報告された。私が印象に残ったことは、開庁時間と受付時間である。定時と同じ時間なので、30分前から準備をしているがその準備時間は超勤に含まれないとのことだ。この問題はどの職場も有り得ることであるためしつかりと考えていきたい。特別報告として、岩手県交通労組の仲間から報告をいただいた。人手不足の中で長時間労働をしているのに定期昇給がない状況で、「ストライキを起こしてもいい」という言葉が印象に残った。今回、岩手が開催県となる

り、県内外から多くの仲間が結集できたことはとても貴重な体験だった。安心して働き続ける職場とはなんだろうと考える改めての

きつかけにもなったので、今後とも運動を頑張りたい。

組合に加入して、要求を届けよう!

合同要求書及び久慈支部独自要求書を提出

1月29日、佐々木哲県北振興局長へ「久慈支部・二戸支部合同要求書」を、似



▲佐々木県北振興局長に要求書を手渡す北崎久慈支部長(右)

内憲一経営企画部長へ「久慈支部独自要求書」を北崎久慈支部長が提出し、要求内容にかかる交渉を行った。

要求書はアンケート結果を集約・反映したもので、労働環境や庁舎・公舎環境の改善といった職員からの切実内容を要求として訴え、改善を求めた。



▲久慈支部独自交渉に臨む久慈支部交渉団(右)

佐々木局長及び似内部からは「現場の声として人事課及び本庁所管部に積極的に働きかけていく」との回答があったほか、庁舎や公舎の改善については「職

員の心身の健康が第一なので、予算の中ではあるが出来る限り対応していく」との回答があった。加えて「毎年度、意見交換の機会を設定する」との回答もあったため、今後も継続して要求を行い、改善に努めていく。要求書の作成には、組合員の声がかさねず、その声が多ければ多いほど改善に繋がります。未加入者でも今の環境に苦しんでいる職員は組合に加入して、その声を届けよう。

野中やすし

原敬こそ憲法9条のルーツ



県職労の皆様には、私の盛岡市議会における活動に対し、ご指導、ご支援を頂いていることに心より感謝申し上げます。

さて、今年太平洋戦争の敗戦から80年に当たります。

昨年11月、盛岡で開催された「三ジ放談」で、憲法「9条」のルーツは、岩

手出身の平民宰相「原敬」だったという、非常に貴重な講演を聞く機会がありました。今回は、その内容をご紹介します。

「敗戦後、マッカーサーに『9条』を提案したのは当時の首相だった幣原(しではら)喜重郎である。幣原は、原敬内閣で駐米大使や外務大臣を務め、その時

から原敬の持つ『国際協調主義』や『非戦』の政治理念に強く影響を受けたと言われる。

だからこそ、敗戦後、幣原は老躯に鞭打って首相に就任して、『戦争の放棄』、『戦力の不保持』、『交戦権の否認』を謳う『9条』を提案した。

それから80年たち、現在の政治状況は、1921年、



▲9条のルーツは原敬

軍部と対立していた原敬が東京駅で暗殺されて以後、軍国主義が進められ、戦争に突入していった時代と酷似している。

今こそ、戦争を二度と繰り返さぬよう、原敬の業績を再評価すべきだ」というお話をしました。

「戦争を知らない世代」が総人口の9割となる中、郷土の偉人である原敬が、『九条』のルーツであり、あらためて原敬について「先人教育」と「平和教育」の重要性を再認識したところだ。

自治労本部女性集会

「私はどうしたいのか」を忘れずに

2月8日にホテルニューカリーナで県本部女性集会在開催された。



▲自治労本部女性集会の参加者で記念撮影

盛岡さくら法律事務所の渡部容子弁護士から「女性と憲法」と題し、女性が憲法を学ぶ意味について、日本初の女性判事をモデルにその半生を描いたNHK朝ドラ「虎に翼」の劇中セリフを引用しながら分かりやすく御講演していただいた。

講演では、憲法で定められている国民の幸福追求権・自己決定権・法の下の平等に関する条文に触れた後、「悩んだとき、周囲に

先んて考えるのではなく、国民はみな幸せになる権利があるのだから「私はどうしたいのか」を常に忘れたいことが一番大事だ」というお話をいただいた。

分散会では、多くの参加者から、人員配置のバランスの悪さが原因で全員が休暇を取れる環境づくりができていないという職場実態が報告された。

個人単位では働き方の意識改革はできつつあるが、組織の構造に問題があると声が上がります。権利行使できる職場づくりの必要性を確認しあう場となった。

Advertisement for 'こくみん共済' (Kokumin Kyosai) insurance services, including '個人賠償責任共済' (Personal Liability Insurance) and '団体生命共済' (Group Life Insurance). It features a large '最高保障額 3億円' (Maximum coverage 300 million yen) and a '1契約で組合員の家族もカバー' (1 contract covers family members) slogan.

Advertisement for 'こくみん共済' (Kokumin Kyosai) insurance services, including '個人賠償責任共済' (Personal Liability Insurance) and '団体生命共済' (Group Life Insurance). It features a large '最高保障額 3億円' (Maximum coverage 300 million yen) and a '1契約で組合員の家族もカバー' (1 contract covers family members) slogan.